

令和6年度高松市通所型サービスB専門職派遣事業実施要領

1 事業内容

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき、通所型サービスBを実施する団体が開設した集いの場に、保健・医療に関する専門職を派遣することにより、介護予防に関する技術的助言、指導等を実施する。

2 目的

通所型サービスBを実施する団体が、住民主体による通いの場において実施する介護予防の取組を、安全でかつ効果的に実施できるよう、保健・医療に関する専門職が総合的に支援することを目的とする。

3 実施方法

保健・医療に関する専門職が勤務する医療機関、訪問看護事業者等に委託して実施する。

4 委託業務の内容等

(1) 委託を受けた事業者は、「6 派遣する者の要件」に掲げる者を派遣することにより、次に掲げる業務を実施しなければならない。

ア 簡単な健康チェックの方法の指導

(ア) 血圧や脈拍の測定、体調や痛みに関する自覚症状等を確認すること。

(イ) 体操の前後には、必ず実施するようにすること。

イ 簡単な体操の実践指導

(ア) 60分を上限とし、無理のない内容で行うこと。

(イ) 実施する簡単な体操の例

a のびのびストレッチ体操

b 座位での簡単筋力アップ体操

c セルフマッサージ、足裏マッサージ

d 口腔体操（あいうべ体操、唾液腺マッサージ等）

e 正しい呼吸法

ウ レクリエーション（介護予防や脳を活性化させるような内容）の提示

- (ア) コグニサイズ
- (イ) 後出しじゃんけん
- (ウ) 早口言葉

(2) 留意事項

- ア 元気な高齢者と虚弱な高齢者が混合した状態でのサービス提供となる場合があるため、それぞれの体調に配慮し、虚弱な高齢者については、特に配慮すること。
- イ 簡単な体操の実践指導においては、参加者が、自宅でも継続して取り組めるような内容を指導すること。

(3) 派遣場所

住民主体の集いの場（通所型サービスBの実施場所に限る。）

(4) 派遣期間等

- ア 派遣期間 一つの集いの場に対し、最長6か月間
- イ 派遣回数 月1回程度、派遣すること。（6か月で6回まで）
- ウ 派遣時間 1回当たり60分程度（移動に係る時間は、これに含めない。）

5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

6 派遣する者の要件

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師又は看護師いずれかの資格を有する者とする。

7 事業実施の流れ

- (1) 市が選定した事業者に対して、市から連絡する。
- (2) 団体と事業者において、派遣日時等を調整し、その結果を市に報告する。
- (3) 事業者は調整した日時にて専門職を派遣し、4に掲げる業務を実施する。
- (4) 事業者は、事業の実施状況を実施月の翌月10日までに報告する。

8 実施体制

- (1) 派遣する従事者の人数

派遣する従事者の人数は、「6 派遣する者の要件」に掲げる者1人以上とする。ただし、1回の派遣に対し複数名が従事した場合であっても、委託料の額は、変更がないものとする。

(2) 従事者の清潔の保持・健康状態の管理

委託を受けた事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。また、事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(3) 従事者又は従事者であった者の秘密保持等

従事者又は従事者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の秘密を漏らしてはならない。

(4) 事故発生時の対応

事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮し、実施すること。

なお、事業の実施により、事故が発生した場合は、長寿福祉課、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。必要な措置とは、以下のものを指す。

ア 事業者は、事故の状況及び事故に際しとった処置について記録しなければならない。

イ 事業者は、利用者に対する高松市通所型サービスB 専門職派遣事業によるサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。

ウ 傷害保険は、事業者において加入する。その費用は委託料に含むものとする。

9 委託料の額

(1) サービス1回当たりの委託料の額は、8, 148円とする。

(2) 委託料には、交通費（離島への普通旅客運賃を除く）、人件費、教材費、印刷費（簡単な体操に係るメニュー等）、傷害保険等事業の実施に係る費用を含む。

(3) 離島に開設された住民主体の集いの場を訪問する場合は、1回につき4, 000円と従事者1人分の普通旅客運賃を、第1号の委託料の額に加算する。海上輸送費は、これに含まない。なお、普通旅客運賃については、領収書の提出が必要である。

※1 海上輸送費とは、必要な資材等の海上輸送に要した費用の事である。

※2 離島とは、女木島、男木島及び大島のことをいう。

10 実施状況の報告等

事業者は、従事者を派遣した場合は、事業の実施状況を実施月の翌月10日までに報告するものとする。